

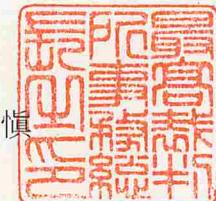
最高裁秘書第2208号

令和3年7月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

6月14日付け（同月16日受付、第030278号）で申出があり、同月25日付けで補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 3月24日付け警備業務契約前説明書（片面で1枚）
- (2) 4月1日付け警備業務契約後説明書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、個人識別情報（裁判所職員の印影）及び公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（代表者の印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

2021年3月24日

最高裁判所 殿

首都圏ビルサービス協同組合
代表理事 阿南 一成
〒107-0052 東京都港区赤坂1-1-1

警備業務契約前説明書

契約締結前の警備業務は、以下のとおりです

各項目	内容
1、警備業務・受託契約者詳細	首都圏ビルサービス協同組合 代表理事 阿南 一成 東京港区赤坂一丁目1番16号 TEL:03-3583-6447/FAX:03-3583-6086
2、警備業務対象施設・所在地	最高裁判所 東京都千代田区隼町4-2
3、警備業務従事日・時間帯	仕様書に準ずる
4、警備業務に従事する警備員数及び担当業務	仕様書に準ずる
5、警備員の知識・技能	警備業法に定められた教育を受講した者
6、警備員の服装	警備業法に基づき、公安委員会へ届け出している規定の制服制帽及び装備を使用する
7、警備業務実施時に使用の機器・各種器材	仕様書に準ずる
8、警備業務対象施設の鍵に関する事項	仕様書に準ずる
9、警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置	仕様書に準ずる
10、報告の方法、頻度及び時期その他警備業務依頼者への報告に関する事項	仕様書に準ずる
11、警備業務の対価・委託者との契約額	入札額に消費税を加算した金額
12、上記の支払方法に関する事項	請求後、30日以内に指定口座へ振込む
13、警備業務履行期間	2021年4月1日～2022年3月31日まで
14、警備業務の再委託に関する事項	契約書に準ずる
15、免責事項に関する事項	契約書に準ずる
16、損害賠償の範囲・賠償額等に関する事項	契約書に準ずる
17、契約更新に関する事項	更新なし
18、契約変更に関する事項	契約書に準ずる
19、契約解除に関する事項	契約書に準ずる
20、警備業務に係わる苦情を受付ける窓口	首都圏ビルサービス(協) 事務局 TEL:03-3583-6447
21、特約事項	なし

本説明書は「警備業法第19条1項、施行規則33条第1号」に基づく交付書面です

業務委託側にて、本説明書を受領された方		
受領年月日	法人名・団体名等	受領者名・押印
2021年3月24日	最高裁判所	石垣 瑞太



2021年4月1日

最高裁判所 殿

首都圏ビルサービス協同組合
代表理事 阿南 一成
〒107-0052 東京都港区赤坂1-1-1

警備業務契約後説明書

契約締結の警備業務は、以下のとおりです

各項目	内容
1、警備業務・受託契約者詳細	首都圏ビルサービス協同組合 代表理事 阿南 一成 東京港区赤坂一丁目1番16号 TEL:03-3583-6447/FAX:03-3583-6086
2、警備業務対象施設・所在地	最高裁判所 東京都千代田区隼町4-2
3、警備業務従事日・時間帯	仕様書に準ずる
4、警備業務に従事する警備員数及び担当業務	仕様書に準ずる
5、警備員の知識・技能	警備業法に定められた教育を受講した者
6、警備員の服装	警備業法に基づき、公安委員会へ届け出している規定の制服制帽及び装備を使用する
7、警備業務実施時に使用の機器・各種器材	仕様書に準ずる
8、警備業務対象施設の鍵に関する事項	仕様書に準ずる
9、警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置	仕様書に準ずる
10、報告の方法、頻度及び時期その他警備業務依頼者への報告に関する事項	契約書に準ずる
11、警備業務の対価・委託者との契約額	契約書に準ずる
12、上記の支払方法に関する事項	契約書に準ずる
13、警備業務履行期間	契約書に準ずる
14、警備業務の再委託に関する事項	契約書に準ずる
15、免責事項に関する事項	契約書に準ずる
16、損害賠償の範囲・賠償額等に関する事項	契約書に準ずる
17、契約更新に関する事項	更新なし
18、契約変更に関する事項	契約書に準ずる
19、契約解除に関する事項	契約書に準ずる
20、警備業務に係わる苦情を受付ける窓口	首都圏ビルサービス(協) 事務局 TEL:03-3583-6447
21、特約事項	なし
22、契約の締結年月日	契約書に準ずる

本説明書は「警備業法第19条2項、施行規則34条第1号」に基づく交付書面です

業務委託側にて、本説明書を受領された方		
受領年月日	法人名・団体名等	受領者名・押印
2021年4月1日	最高裁判所	石垣 勝太

管理課
3.4
受領